

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当該休日は、  
翌日がとる場合)

## 鳥取県告示第百三十一号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条规定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

### 目次

#### ◆告示

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるものとみなされるもの

国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理

国民健康保険医として登録があつたものとみなされるもの

土地改良区の定款の変更の認可

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定

土地改良事業計画の決定

土地改良事業の認可申請の適否の決定（八件）

保安林の指定の解除予定（六件）

猟銃等の取扱いに関する講習会の開催

### 告示

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
吹野小児科医院	米子市米原五七一—一二	昭和六十一年十二月二十三日

### 鳥取県告示第百三十二号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条规定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年二月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三十条第一項の規定に基づき、智頭土地改良区の定款の変更を昭和六十一年二月十日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

## 鳥取県告示第百三十四号

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
吹野小児科医院	米子市米原五七一—一二	昭和六十一年十二月二十日
	全 国	三 日

## 鳥取県告示第百三十三号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年二月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
赤 岩 明	鳥国医第三、三四七号	昭和六十一年十二月二十六日

## 鳥取県告示第百三十五号

泊村が行う土地改良事業に係る園地区第一工区の換地計画の認可申請について、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年二月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し

## 二 縦覧に供する期間

昭和六十一年二月十五日から二十一日間

## 三 縦覧に供する場所

泊村役場

## 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 青谷町役場

## 四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

## 鳥取県告示第百三十七号

青谷町が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業奥崎（田口水田線）地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

鳥取県告示第百三十六号  
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業長和瀬地区農道整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年二月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し  
土地改良事業計画書及び条例の写し

## 二 縦覧に供する期間

昭和六十一年二月十五日から二十一日間

## 三 縦覧に供する場所

青谷町役場

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し  
土地改良事業計画書及び条例の写し

## 二 縦覧に供する期間

昭和六十一年二月十五日から二十一日間

## 三 縦覧に供する場所

昭和61年2月14日 金曜日

鳥 取 県 公 報

## 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第百三十八号

西伯町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）清水・橋地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年二月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第百三十九号

西伯町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）清水・橋地区農業用用排水）の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年二月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

## 二 縦覧に供する期間

昭和六十一年二月十五日から二十一日間

## 三 縦覧に供する場所

西伯町役場

## 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

**鳥取県告示第百四十四号**

岩美町が行う土地改良事業（第三期山村振興農林漁業対策事業陸上（間井手用水路）地区農業用用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年二月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**一 縦覧に供する書類**

土地改良事業計画書及び条例の写し

**二 縦覧に供する期間**

昭和六十一年二月十五日から二十一日間

**三 縦覧に供する場所**

岩美町役場

**四 異議の申出**

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

**鳥取県告示第百四十二号**

岩美町が行う土地改良事業（第三期山村振興農林漁業対策事業洗井（むしろ田線）地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決

岩美町が行う土地改良事業（第三期山村振興農林漁業対策事業陸上（間藤用水路）地区農業用用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年二月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**一 縦覧に供する書類**

土地改良事業計画書及び条例の写し

**二 縦覧に供する期間**

昭和六十一年二月十五日から二十一日間

**三 縦覧に供する場所**

岩美町役場

**四 異議の申出**

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の  
二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のと  
おり縦覧に供する。

昭和六十一年二月十四日

昭和六十一年二月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年二月十五日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に對し異議があるときは、縦覧期  
間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に對し異議があるときは、縦覧期  
間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百四十四号

佐治村が行う土地改良事業（第三期山村振興農林漁業対策事業津無地区  
農業用用排水）の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、  
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項にお  
いて準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供  
する。

鳥取県告示第百四十三号

岩美町が行う土地改良事業（水田利用再編対策推進事業岩常地区区画整  
理）の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良  
法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用  
する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年二月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

指定理由の消滅

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年二月十五日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

佐治村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

#### 鳥取県告示第百四十六号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十一年二月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡江府町大字御机字木谷八三八の一六

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

国立公園事業用地とするため

昭和六十一年二月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡大山町平田字瓜尻七

#### 鳥取県告示第百四十七号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す  
る。

昭和六十一年二月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字洗井字井手下五五三の二・五五五の一（以上二筆に  
ついて、次の図に示す部分に限る。）、五四六の三、五四七の三

二 保安林として指定された目的

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
- 二 保安林として指定された目的
- 三 解除の理由

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び佐治村  
役場に備え置いて縦覧に供する。）

三 解除の理由

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び岩美町  
役場に備え置いて縦覧に供する。）

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び佐治村  
役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第百四十八号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す  
る。

昭和六十一年二月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

昭和六十一年二月十四日

一 解除予定に係る保安林の所在場所

9 昭和61年2月14日 金曜日

## 鳥取県公報

- 一 気高郡鹿野町大字末用字押谷 110九四の五、110九四の大  
二 保安林として指定された目的  
　土砂の流出の防備  
三 解除の理由  
　農道用地とするため
- 公 告**
- 鳥取県告示第百五十号**
- 次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受ひたので、  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定による告示す  
る。
- 昭和六十一年二月十四日

- 鳥取県知事 西 麻 田 次
- 一 解除予定に係る保安林の所在場所  
八頭郡船岡町大字大江字唐谷笛ケナル一八一六の六（次の図に示す部  
分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的  
　水源のかん養
- 三 解除の理由  
　指定理由の消滅  
(「次の図」を、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び船岡町

役場に備え置いて縦覧に供する。)

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）  
第5条の3第1項の規定により、獵銃及び空気銃の取扱いに関する講習会  
を次のとおり開催する。

昭和61年2月14日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

- 1 講習の種別
- (1) 初心者講習  
　法第4条第1項第1号の規定により獵銃又は空気銃の所持の許可を  
　受けようとする者を対象とした講習をいう。
- (2) 経験者講習  
　現に法第4条第1項第1号の規定により許可を受けて獵銃又は空気  
銃を所持している者を対象とした講習をいう。
- 2 開催の日時及び場所

昭和61年2月14日 金曜日

区分 種別	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者 講習	昭和61年3月19日 午前10時30分から 午後4時30分まで	米子市糺町一丁目151 鳥取県米子警察署会議室	米子、境港、溝口、黒坂 及び八橋の各警察署の管 内に居住する者
経験者 講習	昭和61年3月4日 午後1時30分から 午後4時00分まで	米子市糺町一丁目151 鳥取県米子警察署会議室	米子、境港、溝口及び黒 坂の各警察署の管内に居 住する者
経験者 講習	昭和61年3月11日 午後1時30分から 午後4時00分まで	鳥取市東町一丁目220 階第12会議室	岩美、鳥取、郡家、智頭 及び浜村の各警察署の管 内に居住する者
経験者 講習	昭和61年3月14日 午後1時30分から 午後4時00分まで	倉吉市住吉町77 鳥取県倉吉警察署会議室	倉吉及び八橋の各警察署 の管内に居住する者
経験者 講習	昭和61年4月4日 午後1時30分から 午後4時00分まで	米子市糺町一丁目151 鳥取県米子警察署会議室	米子、境港、溝口及び黒 坂の各警察署の管内に居 住する者

の

## (2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者で、次の各号のいずれにも該当するもの

- ア 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて獣銃又は空  
氣銃を所持している者

- イ 所持の許可の更新を受けようとする者又は買替え等で新たな獣銃

- 又は空氣銃の所持の許可を受けようとする者

- ウ 交付を受けている講習修了証明書が交付を受けた日から起算して  
3年を経過している者

## 4 講習時間及び講習課目

## (1) 講習時間

## ア 初心者講習 4時間

## イ 経験者講習 2時間30分

## (2) 講習課目

## ア 獣銃及び空氣銃の所持に関する法令

## イ 獣銃及び空氣銃の使用、保管等の取扱い

- 5 考査  
初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査  
を1時間行う。

## 6 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長  
を経由して公安委員会に提出すること。

## 7 講習受講手数料及びその納付方法

## (1) 講習受講手数料

## 3 受講対象者

## (1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者で、狩獵、有害鳥獸駆除又は標的射撃  
の用途に供するため獣銃又は空氣銃の所持の許可を受けようとするも

11 昭和61年2月14日 金曜日

報 告 県 取 鳥

第5787号

ア 初心者講習 3,000円  
イ 経験者講習 1,500円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に記入して納付すること。この場合、消印しないこと。

8 携行品

筆記用具（ノート、ボールペン、万年筆等）